

第51回千葉市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成30年5月22日(火) 午後1時30分～午後3時01分

2 場 所 千葉市総合保険医療センター 5階大会議室

3 出席者

(委員)北原理雄会長、長谷部衡平委員、根上彰生委員、竹内恵智郎委員、諏訪園靖委員、
福田敦委員、松園祐子委員、田代順孝委員、
伊藤康平委員、佐々木友樹委員、松坂吉則委員、小川智之委員、山本直史委員、
三須和夫委員、佐々木久昭委員、
河田守弘委員(代理 宮澤豊 千葉運輸支局首席運輸企画専門官)、
泊宏委員(代理 八尾光洋 千葉国道事務所長)、
大津賀浩二委員(代理 松原弘二 千葉県警察本部交通規制課長)、
山崎和敏委員、宮田正夫委員、齋藤富貴子委員

(事務局)神谷副市長、服部都市局長、峯村都市局次長、松本都市部長、大山都市計画課長、
桜田都市計画課長補佐、始関生活衛生課長、中埜生活衛生課長補佐、
藤原齋園整備室長、飯島都市総務課施策調整担当課長、福原都市総務課長補佐

4 議 題

第1号議案 千葉都市計画墓園計画の変更について(千葉市決定)

5 報告事項

千葉市立地適正化計画骨子(案)について

6 議事の概要

第1号議案 千葉都市計画墓園の変更について(千葉市決定)
全員賛成により原案のとおり可決された。

7 会議経過 次項以降のとおり

午後 1時30分 開会

【司会】 定刻になりましたので、ただいまより第51回千葉市都市計画審議会を開会いたします。私は、本日司会を務めさせていただきます都市計画課の太田と申します。よろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいております委員は、23名中21名でございます。過半数に達しておりますので、千葉市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

続きまして、関係行政機関の代理出席の方をご紹介します。国土交通省関東運輸局長の代理で、千葉運輸支局首席運輸企画専門官の宮澤豊様ご出席です。

【宮澤委員】 千葉運輸支局の宮澤と申します。よろしくお願いいたします。

【司会】 国土交通省関東地方整備局長の代理で、千葉国道事務所所長の八尾光洋様ご出席です。

【八尾委員】 よろしくお願いします。

【司会】 千葉県警察本部交通部長の代理で、交通規制課課長の松原弘二様ご出席です。

【松原委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 以上でございます。よろしくお願いいたします。それでは、事務局を代表しまして、千葉市副市長の神谷よりご挨拶を申し上げます。

【神谷副市長】 副市長の神谷でございます。開会に当たりまして、皆様方にご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。また、日頃より市政全般にわたる多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

これまで都市計画審議会では、様々な案件をご審議いただいております。予算が必要な事業につきましては、市議会の賛同を得て、その後、事業を順次進めてきておりますけれども、そのうち2つの事業の状況をご紹介します。

J R千葉駅西口における市街地再開発事業につきましては、本年2月に特定建築者を決定し、3月に関係工事に着手したところでございます。現在は、対象の場所に枠囲いができ、幾つか重機が入っておりますので、ご覧になられている委員の皆様もいらっしゃることと存じます。最終的には、多世代の人々が集いにぎわうまちづくりを目指して、市役所も全力で事業に取り組んでまいります。

また、J R幕張駅北口で行っております東幕張土地区画整理事業につきましては、暫定の駅

前広場が完成し、4月13日から供用を開始させていただいております。一つの区切りということで、セレモニーも開催させていただきました。バスやタクシーなどの乗り入れが可能となり、駅利用者の安全性と利便性の向上が期待されております。現在、暫定ですけれども、本駅前広場の完成に向けまして、引き続き事業を推進していくこととしております。

以上が関係事業のご紹介ですけれども、本日ご審議いただく案件につきましては、都市計画墓園の変更に係る1議案でございます。都市計画決定されております墓園である平和公園につきまして、その区域の一部を縮小しようとするものでございます。

また、報告事項といたしまして、千葉市立地適正化計画骨子(案)をご説明させていただきます。多くの地方公共団体が人口減少を迎えておりますけれども、千葉市につきましても平成32年をピークに人口減少に転じる見通しとなっており、将来を見据えまして、人口増加・高度経済成長期に形成された市街地を持続可能な都市構造にしていくことをねらいとして、立地適正化計画の策定作業を進めております。このたび、この計画における千葉市の目指す基本的な方針等を千葉市立地適正化計画骨子(案)として取りまとめましたので、その内容をご報告いたします。

本日は、活発なご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、千葉市都市計画審議会の北原会長からご挨拶をお願いいたします。

【北原会長】 皆さん、こんにちは。大変暑い中、また、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、市の関係者の皆さんも御苦労さまです。

只今、副市長さんからお話がありましたように、本日は都市計画墓園変更についての1議案、それから、立地適正化計画骨子(案)の報告があります。

立地適正化計画については、現在、全国で400を超える自治体で策定が進んでおり、161の都市で公表されているということです。これらの都市では、それぞれの地域特性をいかして計画の策定を進めてきております。千葉市でも、本日は骨子(案)の説明ですが、今後、委員、市民の皆さんのご意見をいただきながら、千葉市らしい地域特性をいかして計画の策定が進められていくことを期待しております。

本日の会議は、1時間程度を予定しております。また、皆様のお力添えにより、活発な議論をいたし、よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。

なお、誠に恐縮ですが、副市長の神谷は所用のためここで退席させていただきます。

(副市長 退席)

【司会】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りさせていただきました資料として、議案書及び報告事項説明書でございます。また、本日お配りしました資料は5点でございます。次第、席次表、委員名簿、審議会条例、参考資料として千葉市立地適正化計画骨子（案）のスライド、本日の資料は合計6点でございます。不足している資料等はないでしょうか。それでは、議事進行を北原会長にお願いいたします。

【北原会長】 それでは、議事進行役を務めさせていただきます。

初めに、本日の議事録署名人ですが、今回は福田委員、松園委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

また、傍聴の方は、お配りした注意事項をお守りいただき、審議会の秩序の維持にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、第1号議案は千葉都市計画墓園の変更について、事務局から説明をお願いします。

【大山都市計画課長】 都市計画課長の大山でございます。第1号議案、千葉都市計画墓園、1号平和公園の変更についてご説明いたします。

初めに、都市計画墓園についてご説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。都市計画墓園とは、自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地であり、また、都市における健全な都市環境の維持機能、防災機能、レクリエーション機能などの役割を持つ施設でございます。なお、本市の都市計画墓園は、平和公園の1カ所を決定しております。

それでは、平和公園の位置についてご説明いたします。スクリーンの中央下寄りにございますのが、平和公園でございます。こちらが、拡大図でございます。平和公園は、国道126号から南に約800メートルの市街化調整区域内に位置しております。

こちらは、平和公園の航空写真でございます。北に位置しております国道126号側に正門があり、南門は主要地方道浜野四街道長沼線側にございます。地区の周辺には、西側に京葉カントリークラブ、いずみ台ローズタウン、また、北側に国道126号に沿って都川がございます。

続きまして、これまでの平和公園の都市計画の経緯についてご説明いたします。平和公園は、昭和46年に急速な人口増加に伴う墓地需要に対処するため、画面緑色でお示ししております区域、約35.7ヘクタールを都市計画決定しております。その後、昭和60年に、水色でお示ししております区域、約1.3ヘクタールを追加し、また、さらなる墓地需要に対応するために、昭和63年に、黄色でお示ししております区域、約58.4ヘクタールを追加し、現在、約95.4ヘ

クタールを都市計画決定しております。また、事業の進捗についてですが、これまでに約71.4ヘクタールの造成を完了しております。

次に、都市計画の変更内容についてご説明いたします。今回の変更は面積及び区域を変更するもので、変更前の面積約95.4ヘクタールから、変更後として佐和町の一部の区域、約17.1ヘクタールを縮小し、約78.3ヘクタールとするものでございます。こちらは、現在、都市計画決定をしております区域でございます。変更する区域といたしましては、黄色でお示しております東側の区域を縮小するものでございます。

続きまして、都市計画墓園の変更の理由でございます。本区域は、前回の昭和63年の都市計画変更から約30年が経過し、墓地を取り巻く社会環境等が大きく変化したことがございます。旧建設省が示しておりました一墓所の最低面積を4平方メートルとするなど、墓地の整備基準である墓地計画標準が廃止され、小区画墓地や樹木葬、合葬墓などの新形態墓地の造成が可能になったところです。また、少子化・核家族化・非婚化などの社会情勢の変化に伴う今後の墓地需要を考慮し、整備計画の見直しを行っております。こちらは、樹木葬及び合葬墓のイメージ写真でございます。左側が樹木葬の写真で、右側が合葬墓の写真でございます。

このことから、将来の墓地需要を考慮し、平成28年度に平和公園の整備計画の見直しを行った結果、見直し前の墓地供給数約3万6,710区画に対しまして、整備計画の見直しを行った後には、墓地数約3万4,960区画、樹木葬約3万400体分を確保できる見通しとなり、必要となる施設や機能が、変更後の約78.3ヘクタールの区域においても収まる見通しとなったことから、区域を一部縮小し、墓園を変更するものでございます。

本案件につきましては、平成30年4月6日から4月20日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上が、第1号議案の内容でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

【北原会長】 どうもありがとうございました。第1号議案の説明をしていただきました。ご質問、ご意見等ございましたら、挙手にてご発言をお願いいたします。佐々木友樹委員。

【佐々木(友)委員】 3点ほどお伺いしたい。平成28年度に整備計画の見直しを行ったということで、今回、廃止する区域に関して、その前の検討経過等もあると思いますが、それについて示していただきたい。あと、今回廃止する土地については、どのような扱いになっているのか。この間の経過なども併せてお伺いできればと思います。3点目、樹木葬や合葬墓の需要が高まっているという中で、今回廃止することによって、新形態墓地の整備方針といったものが明らかにされているのであれば、それも併せてお示しいただきたいです。以上です。

【北原会長】 3点ご質問いただきましたが、事務局、お願いします。

【藤原斎園整備室長】 まず、1点目の検討経過でございますが、当初は今回縮小する区域を含めた平和公園B地区と呼ばれる地区になりますが、そちらに当初約5,000区画余りの墓地の造成計画がございました。平成10年代になり、当該区域におきましてオオタカの営業、生息が確認されましたことから、千葉市として当該地区の緑地を保全するという方向性に転換したところでございます。

次に、17.1ヘクタール縮小する区域の現状いたしましては、現況も緑地、自然林のままとなっております。

3点目の新形態墓地の整備方針といたしましては、冒頭の説明でもございましたが、少子化・非婚化、様々な社会環境の変化に伴いまして、従来型の墓地から合葬式の墓地にシフトされているということで、市民ニーズ等を踏まえて、千葉市といたしましても合葬式の樹木葬、または、桜木霊園にございますような合葬式の建物型の墓地を中心に整備していきたいと考えております。

ただし、一般墓地につきましても、一定数のニーズがあるというのは千葉市としても認識しておりますので、市民のニーズを今後も注視しつつ、墓地の安定供給に努めてまいりたいと考えております。以上です。

【北原会長】 よろしいですか。

【佐々木（友）委員】 分かりました。先ほどのご説明で、廃止する区域についてはオオタカの生息があったということ、緑地保全のためということも含めて、これは先輩議員から聞いたほうがいいかもしれませんが、地元からの意見等はあったのでしょうか。

【北原会長】 お願いします。

【藤原斎園整備室長】 この地域の過半を所有いたします土地所有者の意向といたしましても、緑地保全の意向が非常に強かったということもございます。

【始関生活衛生課長】 昭和63年の計画変更の際の縦覧では、地権者を含む7つの意見書の提出がございました。山林を破壊せず、墓地はほかに求めるべき、多くの面積を占める地権者が反対しているので区域指定はとりやめるべき、生活環境が破壊されるなどの意見が提出されております。

なお、当時の審議会では、今後の事業の実施に当たっては、提出された意見及び要望に対し誠意を持って対応するようにと答申が出されております。以上です。

【北原会長】 よろしいですか。

【佐々木（友）委員】 そういった経過があるということをおもつつかんだ上でそれに対応すべきことだと思います。分かりました。

【北原会長】 他にいかがでしょうか。小川委員。

【小川委員】 何点が質問させていただきます。今回の説明の中で、昨今の社会情勢を踏まえて、A地区の整備だけで、多分B地区を整備しないで済むということと思うのですが、そうなってくると、A地区の整備内容がどれぐらいで、実際どういった計画、要は、どういう見通しになるからA地区はこれで充足しますよという、どういう調査をして、その見通しが出たのかお聞かせください。A地区の供給計画は、どのようになっているのか、お伺いします。

それから、B地区の部分ですけれども、今回、都市計画墓園の区域から外すということですが、緑地保全の方針があるのであれば、都市公園としての緑地保全という方法もあるのではないかとおられるのですが、今後、都市計画墓園の区域から外した場合の緑地保全の考え方についてお伺いいたします。以上です。

【北原会長】 大きく2点ご質問いただきましたが、いかがですか。

【藤原斎園整備室長】 まず、墓地需要についてです。公益社団法人全日本墓園協会が平成26年度に調査いたしました全国及び各県別の墳墓需要予測、並びに国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口、それから死亡者数、また、近年におけます千葉市の市営墓地への応募状況等に基づき算出しました当課の試算にはなります。今後、30年間におけます新規の墓地需要は、官民合わせまして約5万です。そのうち70%の約3万6,000が市営墓地を希望するものと推測しております。

こうした墓地需要を踏まえまして、本市では現在造成中の平和公園A地区の新規の墓地、それから、桜木霊園の合葬墓のほか、平和公園並びに桜木霊園に返還されました一般墓地を供給していくことにより、今後30年間で約3万7,000体を供給しまして、市民の墓地需要に応えていきたいと考えております。墓地需要については、以上でございます。

A地区の計画内容でございますが、A地区の現在の設計段階の区画数等になりますが、まず、3平米の普通墓地が762区画。芝生墓地、2平米の墓石建立型で1,846区画。同じ芝生墓地ですが、1.5平米のプレート式が1,550区画。この3種類の墓地で合計4,158区画でございます。また、これに加えまして樹木葬墓地、こちらは合葬式の樹木葬墓地、こちらが3万400体分を整備する予定でございます。

緑地の今後の方向性ですが、千葉市といたしましても、市が用地を取得した上で緑地として保全したいという方向性はありましたが、計画から30年間、地権者との交渉に時間を要し、

地権者の意向としまして、市の買収に抵抗があると。地権者といたしましては、自らが土地を保有して、先祖代々守ってきた緑地を保全したいという意向でもあり、結果として緑地として保全されるという方向性がございますので、市としてはそちらを見守っていきたいと考えております。以上です。

【北原会長】 いかがですか。

【小川委員】 ありがとうございます。ここから先は基本的には都計審の外とは思いますが、けれども、緑地の保全に関しては、地権者がそういう気持ちであるのはいたし方ない部分でありますけれども、例えば市民の森だとか、所有権は民間のままでありながらも、半恒久的には保全できる方法というのもあるので、そういった形での貴重な緑地を保全していただけるような方向でお願いしたいと考えています。

一方で、A地区ですけれども、要は30年間かけてこの数を供給していくとなると、いわゆる一般墓地、それから、プレート式墓地と芝生墓地を含めて、年間の供給量が少ないのかなど。これは、A地区の供給計画というのは何カ年計画で、年間どれぐらいを想定して供給しているのか、お伺いします。

【北原会長】 事務局、いかがでしょうか。

【藤原斎園整備室長】 今後30年間の供給計画といたしましては、A地区に加えまして、最近、墓じまい等の進展に伴いまして、桜木、平和公園、両市営霊園に返還される墓地の数が年間で100程度ございます。こちらは、近年、増加傾向にあるということ。それから、桜木霊園合葬墓につきましても現在、1,000弱程度供給しているということがございまして、A地区、返還墓地、桜木霊園の合葬墓、この3つを合わせて一応30年以上安定供給ができるという見込みでございます。

A地区だけに限りますと、一般墓地につきましては、供給開始予定年度を平成35年と設定した場合には年間で約150区画、こちらを30年かけて供給してまいりたいと考えております。それから、A地区の合葬式の樹木葬につきましては年間600から約1,000体の幅で供給してまいりたいと考えております。以上でございます。

【北原会長】 いかがですか。

【小川委員】 ありがとうございます。ここから先は、議会の場でと思っておりますが、樹木葬に関しては私も意見があるといいますが、いずれにいたしましても、地権者の意向も踏まえて今後の墓地需要等を見越すと、B地区をこのままで無理して計画を引っ張るというのもなかなか厳しいということは大分理解いたしましたので、今回の提案については了承したいです。

【北原会長】 ほかに。三須委員。

【三須委員】 2つお聞きしたいんですけども、今、市で墓地の大きさが小さくなっていると。樹木葬も行うということで、墓地の面積をおさえることはよく分かったんですけども、千葉市の墓地でこういうことをやるということは、他の民間墓地とか村墓地とかにも影響すると思う。墓地の大きさとか、土地の大きさとか、今も樹木葬を行っているところはあるけれども、それについてはどのような考えですか。

【北原会長】 事務局、いかがでしょうか。

【藤原斎園整備室長】 先ほど説明させていただきましたが、今後30年間の墓地必要数は、約5万で、そのうち3万6,000については市営の墓地を供給していきます。残りの1万4,000につきましては、どうしても民間に依存しなければいけないんですけども、民間の方がより社会環境等に敏感に反応しているということで、墓地の小区画化、永代供養型の納骨堂、こういった形で限られたスペースで多くの焼骨を収蔵できると。こういった施設が出てきていると思われまますので、官民合わせて墓地需要に応えていきたいと考えております。

【北原会長】 いかがですか。

【三須委員】 市の墓地だけは、どういうものか面積がどんどん小さくなっていくけれども、民間のほうは自由にやってくれということですか。

【北原会長】 事務局、いかがですか。

【藤原斎園整備室長】 全く自由というわけではないのですが、法律、それから条例、規則等に基づく施設基準がございますので、そちらに沿った形で民間にも一定数を依存していかなければいけないということがございます。

ただし、墓地経営の原則でございます、例えば経営の安定性、永続性、非営利性という原則がございますので、この基準に沿って民間にも一定数を依存してまいりたいと考えております。

【北原会長】 よろしいでしょうか。それでは、田代委員。

【田代委員】 先ほどのご説明で縮小というか、ある意味では廃止だろうと思うのですが、オオタカの生息がその理由の一つに挙げられていましたが、これは営巣でしょうか、ここに居続ける個体数が確認されたのでしょうか。オオタカの生息も含めたこの環境を加味した緑地の保全の仕方は、いろいろ工夫をされているようですが、今後、民間になったときに、オオタカの生息環境をも含めた上で、緑地保全を計画、あるいは考えられているのかということに対して、市ではどのような形で関わっていくのか、具体的なオオタカに対する対策が、今後都市計画墓園の区域から外れた場合に、市はどうしていくのか、お考えがあれば、教えていただきたい。

【北原会長】 事務局、いかがでしょうか。

【藤原斎園整備室長】 オオタカにつきましては、発見された当時は絶滅危惧種ということでございましたけれども、平成29年度には希少種から除外されております。オオタカの生息、営巣につきましては、平成10年代から生活衛生課におきまして毎年モニタリングの調査を行っております。こちらは、ヒナを育てているといった生息状況も確認させていただいておるところでございます。

ただし、こちらの土地につきましては、これまでも地権者の方が引き続き所有されているということで、調査に当たりますとは、土地所有者に許可をとった上で年間を通じたモニタリング調査を実施しておりました。今後も、引き続きモニタリング調査を行ってまいりたいと、現時点では考えております。以上でございます。

【北原会長】 よろしいでしょうか。

【田代委員】 分かりました。基本的に先ほどのご説明にもあったように、地権者の裁量に任せるということで、樹林という形態についても、そこから先については市では直接関わりが持てなくなったという理解でよろしいですか。

【藤原斎園整備室長】 現時点では、地権者の方は、先祖代々300年程度所有されているということで、緑地保全に対する意向は、非常に強いということと、緑地保全に係る市の補助金等も活用して、管理をさせていただいているということもございますので、大きな変化がない限りは、所有者の方にお任せをしたいと考えております。

【北原会長】 よろしいでしょうか。山崎委員。

【山崎委員】 この資料の中に、整備計画の見直しを行った結果、必要となる施設、例えば、駐車場とかを含むのかもしれませんが、機能が変更後の区域に収まると、これはどういった意味でしょうか。

【北原会長】 事務局、お願いします。

【始関生活衛生課長】 必要となる施設や機能でございますけれども、墓地や平和公園内の道路のほか、管理事務所、トイレ、駐車場など墓地利用に必要な施設や機能でございます。

【北原会長】 よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。それでは、ここで採決をします。第1号議案 千葉都市計画墓園の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【北原会長】 ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり可決いたします。

本日の議題は以上です。

続いて、報告事項、千葉市立地適正化計画骨子（案）について、事務局から説明をお願いします。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 都市総務課施策調整担当課長の飯島でございます。それでは、報告事項の千葉市立地適正化計画骨子（案）についてご説明いたします。

資料といたしましては、資料1の概要版と資料2の本編並びに参考資料のスライド資料でございます。説明はスクリーンを使用しますが、適宜スライド資料及び概要版をごらんいただければと存じます。

説明の流れとしましては、まず、立地適正化計画の制度の紹介をさせていただき、はじめにということで集約型都市構造について紹介させていただきます。次に、本市の状況と課題として、人口や交通などの各種データの分析から本市の課題を説明し、それを踏まえた基本理念、基本方針について紹介させていただき、区域、届出制度など、立地適正化計画骨子（案）の考え方について説明いたします。

まず、立地適正化計画とは何かですが、緑色の枠内が都市計画区域となります。その内側に青色の点線で表示されているのが市街化区域で、この範囲内で青色枠内の居住誘導区域や赤色の都市機能誘導区域を定めます。また、都市構造としては、鉄道駅を中心に都市機能誘導区域を設定しつつも、バス路線でつながるエリアにも居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定することができ、これらをネットワークでつなぐというイメージです。

立地適正化計画を策定するに当たり、市の目指す姿、方向性、基本的な方針や区域の設定方針などの骨子を策定し、その後、具体的な区域等の検討を行い、立地適正化計画を策定します。

また、本市の描く集約型都市構造は、あくまで住まいの建てかえや引っ越しなどのタイミングにおいて、居住地選択の参考となるように、緩やかに集約を促すものであります。既に全国的に人口減少を迎える中で、本市の人口は若干増加傾向でありつつも、平成32年をピークに人口減少の道へと歩み出すこととなりますので、持続可能な構造にするため、立地適正化計画を策定することに至りました。

ここからは、もう少し詳しく説明します。まず、人口減少、少子高齢化が進行することで、人口密度の低下、空き地、空き家並びに駐車場、シャッター街の増加が発生し、多くの問題が懸念されます。

現在、都市の姿としては、図のように鉄道駅などの拠点を中心として住宅や生活サービス施設などが集まっており、郊外に行くにつれ低密度になっております。

しかし、この状態がそのまま進みますと、人口減少により人口密度が低下し、郊外へのバス

ルートが廃止されたり、拠点においても人口密度低下や生活サービス施設の撤退が発生したりすることが予想されます。

そうならないために、持続可能なまちづくりとなるよう、拠点を中心としためり張りのある市街地形成を目指すことで、集約させた都市構造への転換が図られると考えております。

ここで、集約型都市構造をめぐって幾つか誤解がありますので、千葉市の目指す集約型都市構造を例に説明いたします。1つ目として、一極集中させるのかということではなく、多心型の都市構造を目指すものです。2つ目として、全ての人口を集約するものではありません。3つ目として、強制的な集約ではなく、緩やかに集約を図ること。4つ目として、限定的な居住環境の維持ではなく、地域に応じた居住環境の維持を目指すものであります。先ほどの説明と重複しますが、本市の描く集約型都市構造は、現在の居住地を規制したりするものではなく、建てかえや引っ越しのタイミングなどで居住地選択の参考となるような都市ビジョンを示すことで、あくまで緩やかに促すものと考えております。

次に、集約を図ることでの効果について、幾つかメリットがある中、2つほど紹介いたします。1つ目としては、人口密度が高いほど日常生活の利便性が高くなるということ。2つ目としては、人口密度が高いほど行政コストが低減できるという効果があり、日常生活サービスの持続性向上や効率的な都市経営ができるようになります。

さて、ここで冒頭に少し触れた本市の人口について確認しますと、国勢調査に基づく人口推計では、平成32年の約98万人をピークとして減少に転じ、20年後の平成52年にはピーク時から約1割の人口が減少することになります。また、高齢者人口も平成57年にはピークに達することになり、高齢化率は依然と増加し続ける見込みとなっております。この人口推計を100メートルメッシュに区切り、地域ごとに平成27年から平成52年にかけての人口増減数を見ると、赤く囲んだ地域では人口増加が見られますが、青く囲んだ地域では人口減少が見られます。

続いて、高齢者人口の増減率を地域ごとに見ると、全市的には増加傾向にあり、特に、赤く囲んだ地域では高齢者人口の増加が顕著にあらわれております。

次に、本市の特徴ともいえるべき住宅団地の状況についてです。本市の住宅団地は、昭和40年代に多くの住宅団地が造成され、現在においても団地内の人口は多く、およそ3人に一人が住宅団地に住んでいるということがわかりました。これは、本市にとって大きな特徴となっております。また、住宅団地の人口の年齢構成を見ると、全市平均に比べて高齢者人口の割合が大きく、団地内の施設の老朽化とあわせ、人の高齢化も進んでいる状況がわかりました。

以上のような状況を踏まえ、課題整理すると、1つ目を人口減少のテーマとしました。人口

減少することで、生活サービス施設や公共交通の成立が困難となり、まちのにぎわいが損なわれる恐れが生じることから、既存のサービスを維持できる人口密度の維持や既存ストックを有効活用したまちづくりが求められることとなります。コンビニを例にとると、半径500メートルの範囲に3,000人以上住んでいることが成立に必要な条件と考えられています。

さらに、2つ目のポイントは、少子高齢化です。少子高齢化により、人口構成の割合が変化してきており、かつては大人数で高齢者1人を支える構図であったものが、徐々に支える人数が減少し、ほぼ1人で高齢者1人を支える肩車型社会が到来することが見込まれております。

以上のような課題から、本市の目指す都市の姿として3つのポイントを整理しました。1つ目として、徒歩や公共交通を中心とした移動によって健康で自立した生活が送れるまち。2つ目として、若い世代や子育て世代が子どもを産み育てられるまち。3つ目として、暮らしやすさやにぎわいを維持し続けられる活力のあるまちです。

この3つのポイントを意識した中、計画策定するねらいとしては、各種施策を実施する上でのエリアに関する意識を共有できるようにすること。市民や民間企業等と課題などを共有できること。計画策定が要件となっている国庫補助を受けられることが考えられます。

このような中、立地適正化計画の位置づけとしては、新基本計画や都市計画区域マスタープランに即して策定されている都市計画マスタープランの一部とみなされます。そして、計画の目標年次は、おおむね20年後を想定していることから平成52年とします。また、人口構造や社会情勢の変化に対応するため、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて見直し検討していく、柔軟な計画と位置づけられています。

以上を踏まえ、立地適正化計画の基本理念を、「誰もが気軽にお出かけちばのまち、充実する公共交通と便利なまち」とし、「お出かけしやすいまち」として、一定区域内の人口密度を維持することで、公共交通が維持され、生活サービス施設が身近に存在し、コミュニティの維持も図れます。また、「賑わいのあるまち」として、拠点の賑わいを維持することで魅力ある中心地や活力あるまちが形成され、この2つのポイントが相乗効果を発揮することで理念が達成できるものと考えております。

これらの実現に向けた基本方針として、生活利便性が維持できるエリアへの居住促進として、居住促進区域を設定します。この居住促進区域は、都市再生特別措置法上の居住誘導区域ですが、市民一人一人の居住地選択を促すという観点で居住促進区域と表現しています。

次に、拠点への都市機能の集約を図ることを目的として、都市機能誘導区域を設定します。また、居住促進区域外においては、無秩序な開発抑制と生活維持の両立を図りたいと考えてお

ります。

次に、区域の考え方について説明いたします。初めに、居住促進区域を設定するに当たり、法律などを根拠とした居住促進区域に含まない区域として3つの地図を示します。として、市街化調整区域、農用地などの区域。として、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域など。として、工業専用地域などになります。これら3つのマップで示した除外区域を都市計画区域から除きますと、ごらんのようなオレンジ色の区域が残り、これが居住促進区域設定の検討対象となる区域で、さらに、この範囲から居住に適した区域のフィルターをかけ、区域を絞り込んでまいります。そのフィルターとしては4つほどポイントがあり、1つとして、人口集積の大きいエリアとするD I D区域。2つに、公共交通のサービス水準が高いエリア。具体的には、駅から800メートル、バス運行本数が一日当たり片道30本以上で、バス停から300メートルの区域。3つに、生活利便性の高いエリアとして、商業・医療・福祉・子育てといった生活利便施設のサービス圏域。4つに、一団の住宅地として、区画整理事業区域や主要な住宅団地。以上4つを抽出のポイントとし、これらを踏まえ、道路や用途地域など地形地物の状況を勘案し、設定したいと考えております。

次に、都市機能誘導区域の設定の考え方についてです。鉄道駅の拠点など、都市の骨格構造に沿って検討する必要がありますが、各拠点の考え方は、都市計画マスタープランに位置づけられた都心、重要地域拠点、地域拠点を基本とする一方、各種分析をした中、これら鉄道駅を中心とした拠点以外にも、郊外の住宅団地などはバス交通が充実しており、当面、人口が維持できると思われることから、いずれにも属さない拠点としての機能が必要と考え、新たに生活拠点として、位置づけ、考え方を整理し、これらの拠点を踏まえて区域設定へ進みます。

都市構造のイメージとしては、映し出されている図のとおりと考え、黄色い範囲の市街化区域に対して、青色の居住促進区域、各拠点を中心とし、都市機能誘導区域を設定するというイメージです。

具体的な区域設定としては、都市機能などの立地状況、公共交通サービスなどさまざまなデータを踏まえるとともに、居住促進区域同様、地形地物の状況を勘案して設定します。

次に、区域設定とあわせ、本計画に設定するものとして、まず、誘導施設があります。この誘導施設については、都市機能誘導区域を設定するのとあわせて、どのような都市機能を誘導すべきかについて検討します。例として幾つか示しておりますが、今後、所管部署とも相談し、検討してまいります。さらに、どのように誘導するのか、具体的な手法となる誘導施策の検討も必要となり、こちらも誘導施設同様、今後、所管部署と相談し、併せて検討してまいります。

また、区域・施設・施策を設定した後、どのような将来を目指すのか、目標値を定めることとなります。目標として定める各種指標に対しどのように評価するのか、あわせて検討し、進捗状況を評価していくことで計画自体を随時見直しする必要があり、この目標値についても今後検討してまいります。

次に、立地適正化計画を策定すると、運用されるものとして届出制度があります。住宅開発・誘導施設の立地の動向を市が把握し、届出者に対して区域内の立地の検討を促すための制度で、一定規模以上の開発行為等に対して着手の30日前までの届け出を求める制度です。

最後に、今後のスケジュールとしては、まず、骨子（案）を策定し、当審議会への報告を終えた後、市民への意見募集を行い、骨子を策定します。その後、具体的な区域などを検討し、再度、当審議会への意見聴取、パブリックコメントなど手続を行った上で立地適正化計画を策定してまいります。

なお、骨子案に対する市民意見募集は6月1日から7月13日まで実施いたしますので、詳細なご意見につきましては、この中でご提出をお願いできればと考えております。

本日説明させていただいたばかりではありますが、ご不明な点やご確認したい点がございましたら、お答えさせていただきます。以上です。

【北原会長】 どうも御苦労さまでした。事務局の説明にもありましたように、本報告事項については6月1日から市民意見の募集があると。詳しいご意見等は、皆様からもそちらのほうへお寄せいただきたいということです。今日は報告事項としての説明でしたので、不明な点、確認したい点についてご質問をお聞きします。いかがでしょうか。山本委員。

【山本委員】 非常に重要なことと思いますし、早く着手したほうがいいと思います。人口がまだ減っていない千葉市だからこそできることと思います。できたらこれは応援していきたい立場ですが、緩やかなとか、非常に合理的でわかりやすい話ではありますし、誰もが総論は賛成するとは思いますが、各論になってくると、おれのエリアはどうなるのかというのが必ず出てくると思います。一個一個聞いていくと、あちらがオーケーなのにこちらはどうかと、そうなることを見越して、確認させていただきたいのは、実効性が伴わないと絵に描いた餅になってしまうということから、面積比率でどの程度イメージをされていらっしゃるのか。具体的に言うと、非常にわかりやすい絵がありました、30ページの都市構造のイメージ、ピンクの丸、青い丸、黄色い丸、当然都心部は駅が近い、住宅地域、バス停、非常に合理的な考え方ですが、そのエリア内の人たちは、当然大丈夫だなと。周辺地域は、どうなるのかなと結構疑問が出てくると思います。どちらにしても素案を策定したときに色々な質問や考え方の人が

来ると思うし、強制的なものはなかなか難しいというのが分った上でお伺いしますが、具体的に駅とか周辺とかエリアの考え方をご提示するのは、骨子策定のどの段階なのか。つまり、平成52年までの間に集約型都市構造にするということは、いかに緩やかに合意形成を図るといっても、実はちゃんとスケジュールを立てていかないと絵に描いた餅になると、入り口のところの考え方を、ここはどうだろうかと、メッシュをかけるというか、その辺が決まるのが、平成30年8月の骨子策定なのか、平成31年3月の計画策定なのか、どの辺なのかをお伺いしたい。

【北原会長】 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 まず、区域の面積比率というご質問ですけれども、現時点では、20年の間にゆっくりと1割人口が減るといような考えがありますので、区域も緩やかに1割程度縮小していくのが一般的というか、普通ではないかなという考えを今のところ持っています。

それと、区域外になった方のお話でよろしいでしょうか。

【北原会長】 山本委員。

【山本委員】 ざっくりと何駅が何って大体わかるのですが、1割ということは大分緩いのかなと思っています。けれども、俺のところはどうなのかだと、家買ったばかりの人、代々守っていかなきゃいけない人、いろんな思いがあって住んでいらっしゃる方がいるわけで、一方で、そういう意見を聞くとなかなか1割の縮小ができないという。どっちを立てるかという話の中で、市が案を出すときに、大体こういう感じで考えておりますと、これは強制ではないですよと、案を出すときのもうちょっと具体的な議論が始まるだろうなというところで素案を出すのが、この立地適正化計画骨子の段階なのか、計画策定の段階なのか、どの辺でそれを提示されるのか。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 基本とされる方針、どういうふうに区域を定めるかという考え方までを8月までに骨子として策定するというところでございます。

この次の11月頃に都市計画審議会があると思うのですが、そのころまでには、きちんとした、道路を境とした区域としてお示ししていきたいと考えております。

その後、パブリックコメント等、地元説明会とか、そういうところに説明して、市民の皆様のご理解を得て、年度末の策定まで行きたいと考えております。

【北原会長】 山本委員。

【山本委員】 分かりました。つまり、来年の3月までには、いわば市の考え方をご理解いた

だきながら、ある程度の地域設定や、大体そういうものが、若干まだ緩やかではあるものの、ちょっとおれの家は外れてしまったなどが起きてくるのは、来年の3月の時点。ある程度方向性が定められると。平成52年度までに目標を達成するというスピード感でよろしいかということを確認させてください。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 そのとおりでございます。

【北原会長】 それでは、福田委員。

【福田委員】 今日は報告ということですし、簡単に意見を述べさせていただきます。私のところでも、この4、5年こういう計算を行い、こういうものが出てきたので、良かったと思いつながりながら見させていただきました。我々も計算の前提をつくっていく中で悩むのが居住促進区域。よく分かるんですけども、先ほど言ったように人口密度が減るとサービス水準が下がってしまう。それはソフトランディングするしか、他に何かあるのかと言われるとないんですけども、住み替えとかのときに移っていただくのは良いのですが、抜けてくる場所の密度が下がっていくわけです。その期間どうするのか。公共施設の維持費等が非常に膨らむ可能性があるんで、サービスする人の数は減るけれども、止めるにもいけない。公共施設をどうするのか、統合して除却というようなことをせざるを得ないと思います。

ですから、当然、今ご質問あったとおり、サービスが無くなってしまふところの人にとっては、大変な問題だと思えますが、逆に、このネットワーク型というところに焦点を当てて、ネットワークを使って機能を補完するような、相互補完できるような少し戦略的な提案をしていかないと、なかなか成り立たないのかなと。

千葉市の場合、私は運よく思っていますが、千葉都市モノレールがありますから、例えば、モノレール上で移動すればあらゆる施設がある、自分のところにはないけれども、このネットワーク上である。そういうような千葉市としての積極的に打ち出していくようなものが何か柱としてあったほうが良いと思います。これまでは多少お荷物とされていた千葉都市モノレールを、むしろこれがあったことで良かったという、何かそういう提案に結びついていかないと、こっちを立てればこっちが困ると、今ご指摘あったような具体的な話になってくると皆さんなかなか賛成できないという状況になってしまうことを心配しております。頑張ってください。

【北原会長】 ご意見ということでよろしいですね。

【福田委員】 意見です。

【北原会長】 貴重なご意見をいただきましたので、よろしく願います。それでは、伊藤委員。

【伊藤委員】 ご説明、ありがとうございました。ご報告ということですが、先ほど来、一部ご意見もあるということで、私も意見だけ述べさせていただきます。

今後、この立地適正化計画ができて、パブリックコメント等をした際に、市民の皆さんからもご懸念があるということをおも理解しております。そういった中で、空洞化しつつある地域については、先ほどもネットワークというお話もございましたが、千葉市の弱点とも言える公共交通機関をいかにネットワークで結んで、どう輸送させていくのか、網計画をしっかりと位置づけていかないと、高齢化の波が訪れたときに本当に生活弱者の方が増えてきてしまうと懸念しております。そういった意味で民間事業者の力をお借りする部分が多く出てくるわけですから、当然、皆さんのご意見を伺いながら、今後の計画の策定をしていただければと思います。以上です。

【北原会長】 ありがとうございます。ご意見ということで、事務局、認識をお願いします。それでは、齋藤委員。

【齋藤委員】 最後のページに市民意見募集と書いてあります。平成30年6月ということで、どういう形でどんなふうに提出すればよいのか。

それと、ネットワークの話ですが、非常に大切な問題であり、地域ごとに違ってくると思います。ただ単にこういう審議会とかで協議する問題ではなく、市民の人たち、実際にそこに住んでいる人達がきちんとした認識のもとでそういうものに当たらないと、これはいけないと考えています。

例えば、花見川区のさつきが丘団地ですけれども、ネットワークでいえば、さつきが丘の団地からは、大体バスの便が新検見川駅と稲毛駅にあります。頻繁に出ているのは新検見川駅で、多くの方が利用しています。あとは八千代台駅には、全然そこにはバスの便ができていないのですが、八千代台駅にはバスで行くと約9分、新検見川駅には7分の距離です。

しかし、八千代台は八千代市に属しますので、幾ら近くても今便がないわけです。そして、例えば、八千代台駅を利用しますと、成田空港には36分、32.7キロメートル、電車賃が623円。新検見川駅からですと、成田空港まで67分、45.0キロメートル、運賃が842円。

ですから、この中にも駅と駅のアクセスの問題も千葉市だけでなくお隣の都市との連携という話も一部あるので、そういうことを住民にも説明しながら、この地域はどんなふうにしていきたいかという、そういう意見も十分取り入れた上で、審議なり決定なりされたいかがかと思ひ、意見を述べさせていただきました。以上です。

【北原会長】 どうもありがとうございます。まず、市民意見の募集についてのご質問、それ

から、後半はご意見ですが、事務局として考えていることがあれば、お願いします。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 意見募集ですけれども、期間は6月1日から7月13日までといたします。6月1日号の市政だよりに意見募集として掲載をさせていただきます。その中に提出先と問い合わせ先などを掲載しており、提出先としては私どもの千葉市役所都市総務課、提出方法は、郵送、ファクス、電子メール、持参でも構いません。市政だより以外には、ホームページにも掲載させていただきますので、参照していただけるとありがたいです。

それから、周辺自治体との連携のお話ですけれども、委員がおっしゃるとおり、色々な意味で周辺自治体の役割もありますし、私どもが持っている役割もあると思います。お互いが情報を交換しながら、どういうことを周辺自治体ができるのか、また、我々もメリットとしては、どういうことがあるのか、お互いによく話し合い、出てきた答えを市民に対してフィードバックさせ、取り組みとかそういうことについて、今後考えていきたいです。

【齋藤委員】 市民意見の応募の仕方は分かりました。この応募に対しては、どういうメンバーによって、どのように審議されて、この骨子が確定、策定されるのでしょうか。

【北原会長】 事務局、よろしいですか。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 市民意見募集の中で皆様方からいただいたご意見を整理させていただき、反映できるものは反映していきたいと考えています。8月の時点で骨子を策定しますけれども、その骨子に基づいて、今度は具体的な区域とか誘導施設、誘導施策の取り組みについて、また案を策定しまして、もう一度本審議会のほうに諮り、皆様に説明会を行い、パブリックコメントをして、本編の策定まで持っていきたいと考えています。

【齋藤委員】 審議の前の審議があるわけですか。意見が出ましたら、これを取り入れようとか、これをどうしようとか、要するにそういう審議。今のよう、良いか、悪いかでなくて、本当にこの都市計画の骨子で良いのかという、策定に当たっての審議です。それはどのようにされるのですか。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 市民意見に対して、市側がどういう考えを持っているのかというものを整理しまして、それを8月あたりにホームページで公表したいと考えております。

【齋藤委員】 ホームページで公表。きちんと出るわけですね。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 はい。

【齋藤委員】 それに対して、また意見は言えるわけですか。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 その後、私どもで計画案を作成しますので、その後、

審議会のほうに諮った後にパブリックコメントという手続を行いますので、そこの中でまた市民の皆様方のご意見が出てくると思っています。

【齋藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【北原会長】 よろしいですか。1点確認ですが、立地適正化計画を策定するための市民が参加する委員会、策定委員会のようなものは設置されているのでしょうか。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 設置しておりません。

【北原会長】 市の職員の皆さんが、例えば、市民意見を募集して、それを咀嚼しながら計画を練っていくということですね。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 はい。

【北原会長】 たくさん手が挙がって、意見が出そうですが。皆さん、同じことを言いたいと思いますが、松園委員。松園委員に意見を言っていて、他の人は同じであれば、今日はこの位で。

【松園委員】 合意形成はどのようになされるかということに大変疑問というか、この案を出されたときに市民がどういう意見を出せばどのように検討されるのかという、合意形成のプロセスが見えないということを申し上げたかった。

基本理念に、誰もがお出かけしやすいまち、地域コミュニティの維持、そういうことが書かれている。居住促進区域を、利便性、どこから何メートル、密度とかで設定されると、例えば既存の小学校区の固まりとか、今あるコミュニティユニットを道路で区切るような形で設定されると読めました。市民からすると、何か自分達の生活圏をここで区切るように、線を引かなければならないのだけれども、それを長期的な形であなた達はなるべくこちらに、引っ越しがあるのであれば、こちらに動いてくださいというように線は引くけれども、そこで人々を分断するわけではないことが分かりやすくなっていないと、市民からすると自分の家はどうかという、そういうコメントが来てしまうと思いました。

【北原会長】 どうもありがとうございます。ご意見ということで事務局、承ってください。策定委員会がないので、ここで言うことは言っておいたほうがよさそうです。松坂委員。

【松坂委員】 僕は、プロセスがどうこうとは言わないのですが、この交通政策は、将来像が入っていないと基本的には都市政策できないと思います。その点が薄いと感じたのと、もう一つは、人口減少。千葉市のことだけが書いてあるんですが、80年後には日本の人口は、半分になり、そういう日本全体から見てどうなのかというところも、市民に考えていただかなくてはならない。

もう一つは、それに応じて税収がどんどん減っていくのであって、計画立てるのは良いのですが、都市インフラの整備が全然できなくなってしまいますので、インフラの整備、維持もなかなか難しくなることも、しっかりと負の部分も書いて判断させないといけない。

これは、前向きな話ばかりですが、そういう懸念材料もしっかりこの中で踏まえていただかないと適正な判断ができなくなると思います。

プロセスの話もあるのですが、先ほど役所が出したプロセスにのっとりながら、皆さんがご意見を言っていただく場がありますので、その流れでやっていったら良いと思います。以上、意見です。

【北原会長】 ご意見ということで。それでは、田代委員。

【田代委員】 策定委員会をつくらないというお話がありましたが、恐らく、市で策定作業を進め、誰がどうするのかに直接いくと思うのですが、色々な委員の意見がどこ反映にされるのかがはっきりしない。審議会は分かりますが、市が直接作業するという点でよろしいのかが第1点です。もう一つは、ここで出されている考え方は、非常にいいとは思いますが、人口密度を指標としていますが、単純に人口密度だけでいいのかという懸念を持っています。ライフスタイルはどんどん変わり、人口構成も変わる。そうすると、将来、機能空間のサイズが変わっていくわけです。ですから、そういった判断の根拠を密度だけに委ねていいのか。従来から言われているような、例えば、コンセプトとしてのコンパクトシティとか、サイズを縮小し、機能性を高めていくとか、そういう見方とか考え方は、この根底にあるのかどうか、説明の中では伺えなかったもので、何かおありであれば、お示しいただきたいと思っています。

【北原会長】 ご質問が2点ですけれども、今日は意見ということにしましょうか。ほかにご意見。小川委員。

【小川委員】 私、調整区域と市街化区域の間に住んでおりまして、私の周りの支援者の方は調整区域に住んでいる方が多いということで、この問題は非常にハレーションが大きいと個人的には思っております。ですので、今回は意見だけにとどめておこうかなと。先ほど、総論は賛成ですけれども、田代先生もおっしゃいましたけれども、ライフスタイルは様々なので、調整区域の方々が切り捨てられたかのような、こういう説明になると、何か納得いかなくなってしまうというのはあります。その辺りの表現とか、ミスリードが起きないようにやっていただかないと困るということだけ申し上げます。以上です。

【北原会長】 ありがとうございます。それでは、齋藤委員。

【齋藤委員】 今のご発言とも関連しますが、ほとんどが効率化のプランだと思います。少子

高齢化というのは、日本、あるいは世界の先進国においても同様に直面している問題だと思います。

少子ということは、それにあわせて今と同じ状態で経済成長したら、私たちはもう稼ぐことができませんし、税金も払うこともできませんが、税金の負担を負う人達が生活に追われて、時間が取られ、若い人達を支えていかななくてはならないのに、高齢者を主体にしたやり方よりは、若者を支えていく社会にしなければいけない、そういうまちづくりを私達が考えないといけないと思っています。よろしくお願いいたします。

【北原会長】 どうもありがとうございます。宮田委員。

【宮田委員】 1点だけ。最初の紹介の中でも、緩やかに人口が減少するので、緩やかに集約をするという表現があるのですが、例えば、住宅団地の資料があるのですが、この中で老朽化という言葉で片づけられているのですが、一番問題なのは、昭和56年の耐震基準以前の地震に危険な団地がたくさんあること。大勢の人が住んでいるということで、千葉市でも耐震改修促進計画とかがあって、それは緊急にやらなければならないと、一方では言っていると思います。それに対して、緩やかというのはどうなのかということと、耐震基準は緊急と言っているながら、実際にはなかなか改修することが少なく、緩やかにしか進んでいない。その中で、最初から緩やかにと掲げていると、もっと進まないのではと心配されます。以上です。

【北原会長】 ありがとうございます。佐々木久昭委員。

【佐々木（久）委員】 内容は十分理解をさせていただいたところですが、私も課題提供という意味での視点の一つは、これから首都直下地震等、全国の県庁所在地で今後30年以内に震度6弱以上の地震が来る可能性の一番高い県庁所在地が千葉市であり、これから30年以内に震度6弱以上の地震が85%ということで、これは大変なことだと思っております。

今ほどお話がありましたので、それに尽きるわけですが、何かこうエリアを色々な意味でこれから推しはかるということが基準にはなるのですが、全体を見た中で予期せぬ事に対する危機感とか備えるとか、そういうものも、滲み出てくるようなものが感じられないことが気になります。ぜひ安全・安心、そして、予期せぬときにどう対応できるかといった都市の機能のあり方などが滲み出るような何か、取り上げ方は難しいと思いますけれども、ぜひ一度ご検討いただけたらと思っております。

いずれにいたしましても、いいご提案をいただきました。これは、骨子でありスタートであると思いますので、これを契機にして、より良い研究、検討が進められるように、我々としても努力をしまいたしますことを申し上げます、終わります。ありがとうございました。

【北原会長】 ありがとうございます。佐々木委員。

【佐々木（友）委員】 パブリックコメントの関係で、これは市民意見募集ですけれども、地元説明とかいう話があったのですが、具体的に20年後を見据えたまちづくりですので、どういった形がいいのかということもありますが、これまで通りのパブリックコメント手続を行うだけなのか、より知ってもらうために地元に入り、地元と言っても広いですから、例えば、中学校区などを含めてやるのかを確認させていただきたい。あと1点ですが、松坂委員からもありましたが、交通の問題について、JR、またバス交通の部分があると思うのですが、千葉市はバス交通に依存といいますか、協力をお願いしている部分が多いと思っています。これは、美浜区においても、バス事業者からすれば、採算の取れない路線については、廃止する方向を打ち出しているのが現状だと思います。20年後緩やかにと言いましても、例えば、居住する方が少なくなれば、乗る方も少なくなり、マイナスの部分が出てくると思います。あとは、公共施設についても、市の方針としては、集約していくと思いますが、これは各論かもしれませんが、地域に合った公共施設がなくなれば、例えば土地の価値も低下していくという懸念があると思います。その辺りの説明もしていけないと、なかなか市民の方の理解を得られず、逆に、マイナスの部分が大きくなってしまいますので、十分に話をしていく必要があると思っております。パブリックコメントの手続の部分だけお願いします。

【北原会長】 それでは、パブリックコメントの手続についてのご質問にお答えください。

【飯島都市総務課施策調整担当課長】 市民意見募集に当たっては、市の全体的な説明会を6月23日に予定しております。それと、計画案の作成後に行うパブリックコメントにつきましても、各区の説明会を行いたいと今のところ考えております。連協の総会の中でも一度説明をしまして、必要であれば出前講座みたいな形もしていきたいと考えております。以上です。

【北原会長】 予定の時間にもなりましたが、ぜひ言っておきたいことがあれば。それでは、市民意見の募集が6月1日から1カ月半ほど行われるということですので、委員の皆様からもぜひご意見をまたお寄せいただければと思います。

本日は熱心にご議論、ご意見いただきましてありがとうございます。今日いただいたご意見、事務局はぜひ十分に咀嚼して、審議会の意見を反映させていただく機会もそうそう多くあるわけではないので、よろしくをお願いします。

それでは、以上をもちまして、本日予定していた議案及び報告事項は、全て終了しました。熱心にご検討にご参加いただきましてありがとうございます。それでは、他にないようでしたらこれで終了して、事務局にマイクをお返しいたします。

【司会】 本日の議案審議、報告事項は以上でございます。これをもちまして、本日の都市計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

午後 3時01分 閉会